

特定健診・特定保健指導の

内容をお知らせします



今年度から、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予防を目的とした新しい健診がスタートしました。

今号では、国保加入者を対象に実施する新しい健診の具体的な内容とその受診方法についてお知らせします。

保険年金課 ☎66♦1103

増え続ける生活習慣病を予防するため、国は平成20年度より、すべての医療保険者に対し「特定健診」と「特定保健指導」の実施を義務付けました。

そこで、蒲郡市国民健康保険（＝国保）では、7月より次のような特定健診を行い、その診断結果に基づいてメタボリックシンドロームの疑いのある方や、その予備群に適切な特定保健指導を行います。

対象者

40～74歳の国保加入者

※生活習慣病（糖尿病、心臓病、高血圧など）で通院、入院をしている方は対象外となります。75歳以上（一定の障がいがある方は65歳以上）の方は、「後期高齢者医療健康診査」での受診となります。（詳しくは、下段を参照）

実施時期

平成20年7月～（予定）



受診までの流れ

① 受診券が届く

市役所から対象者に「受診券」を送付します。受診券は、対象者の誕生日ごとに時期を分けて発送します。

② 特定健診の申し込み

市の指定した医療機関の中から選択し、各自でお申し込みください。医療機関の一覧については、受診券と一緒に郵送します。

③ 特定健診の受診

健診当日は、国民健康保険被保険者証と受診券をご持参ください。

【特定健診の検査項目】

- ・ 質問票（服薬歴、喫煙歴など）
- ・ 身体測定（身長、体重、BMI、腹囲）
- ・ 理学的検査（身体診察）
- ・ 血圧測定
- ・ 脂質検査（中性脂肪、HDL、LDLコレステロール）
- ・ 血糖検査
- ・ 肝機能検査（GOT、GPT、r-GTP）
- ・ 尿検査（尿糖、尿たんぱく）

④ 結果の通知

全員の方に検査の結果と生活習慣改善に必要な情報を提供します。メタボリックシンドロームかその予備群かを判定した結果もお知らせします。

⑤ 特定保健指導を受ける

特定健診を受診された方のうち保健指導が必要な方には、健診結果通知を送付した後、別途保健指導についてご案内します。

後期高齢者医療健康診査

平成20年4月より「後期高齢者医療制度」がはじまりました。このため、この制度に加入している方の健診は、「後期高齢者医療健康診査」として行われます。

【対象】

75歳以上（一定の障がいがある方は65歳以上）の方

※生活習慣病で通院、入院をしている方は対象外となります。

【実施時期・健診概要】

国保の特定健診と同じです。ただし、この制度では特定保健指導はありません。また、健診の検査項目が一部異なります。